

最終処分の実現に向けた今後の取組について

令和5年6月26日

資源エネルギー庁

1. 最終処分の概況

2. 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」の改定

3. 改定「基本方針」に沿った取組の具体化

4. 地方支分部局連絡会議の立ち上げ

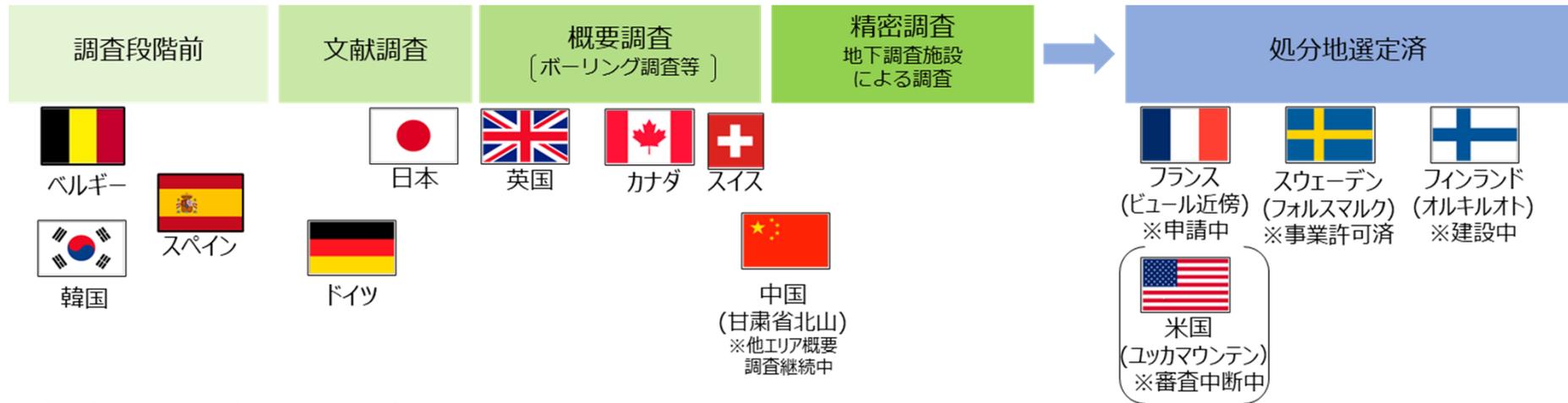
5. 国・NUMO・地元電力による合同チームの立ち上げ

6. 文献調査の状況

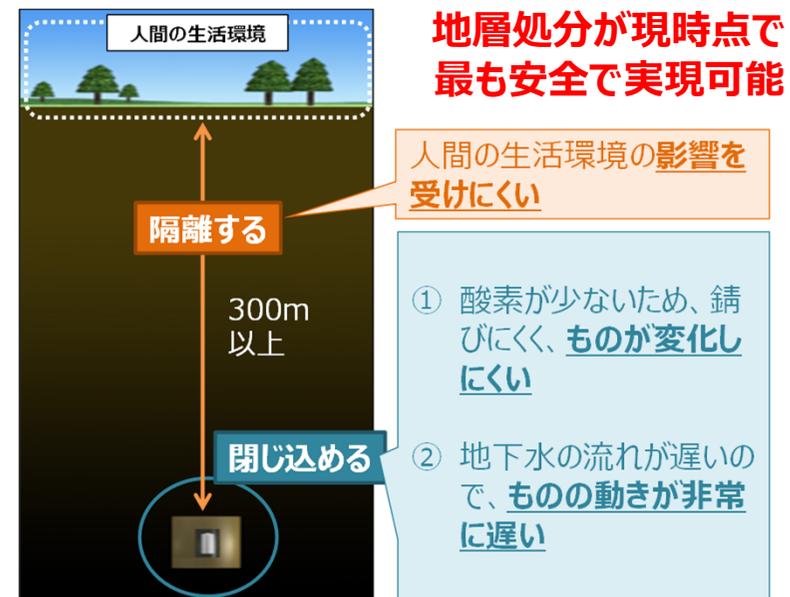
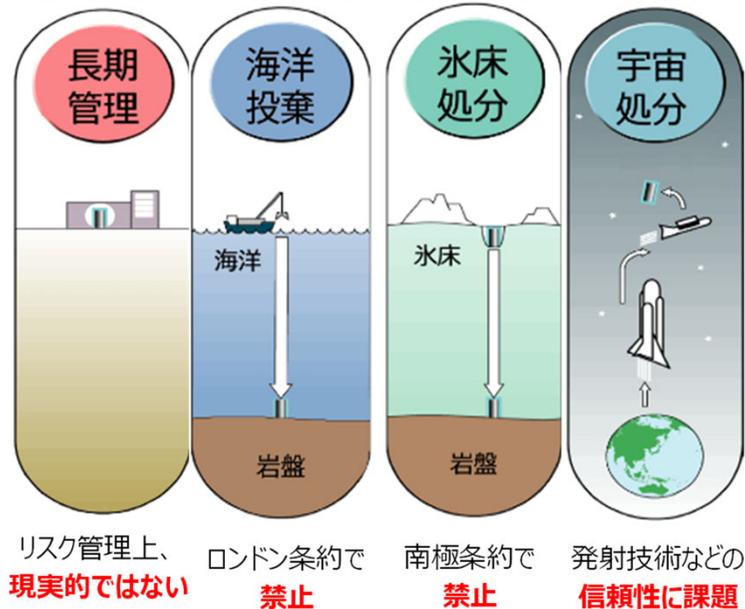
高レベル放射性廃棄物の最終処分について

- 高レベル放射性廃棄物の最終処分の実現は、原子力を利用する全ての国の共通の課題。
- 処分方法としては、地下深くの安定した岩盤に埋設することが、国際的に共通の考え方。
- 日本においては、最終処分法に基づき、地下300m以上深くに埋設する計画。

【参考1】諸外国の処分地選定状況

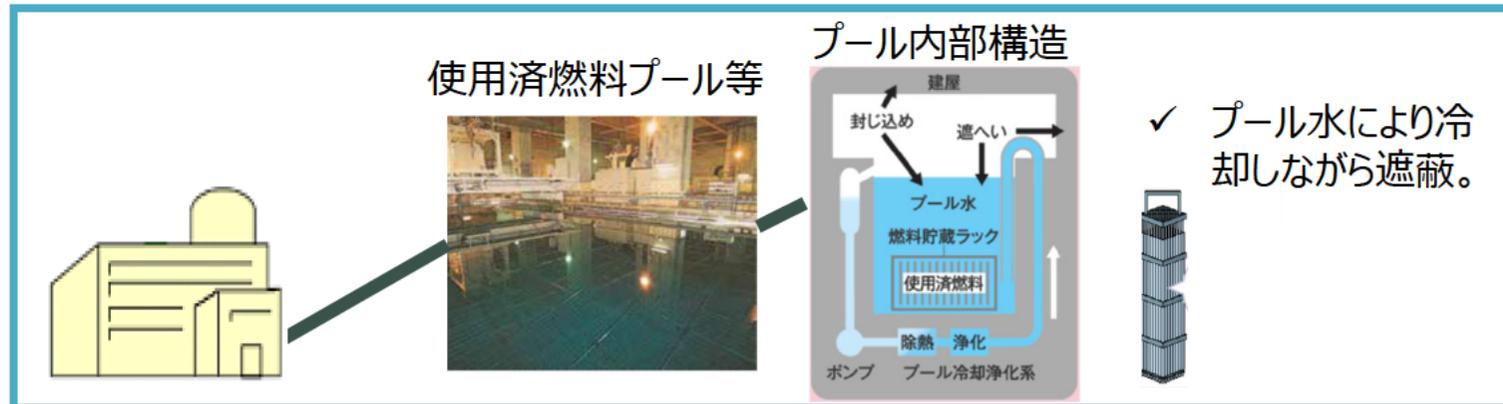


【参考2】処分方法に係る国際的な検討過程

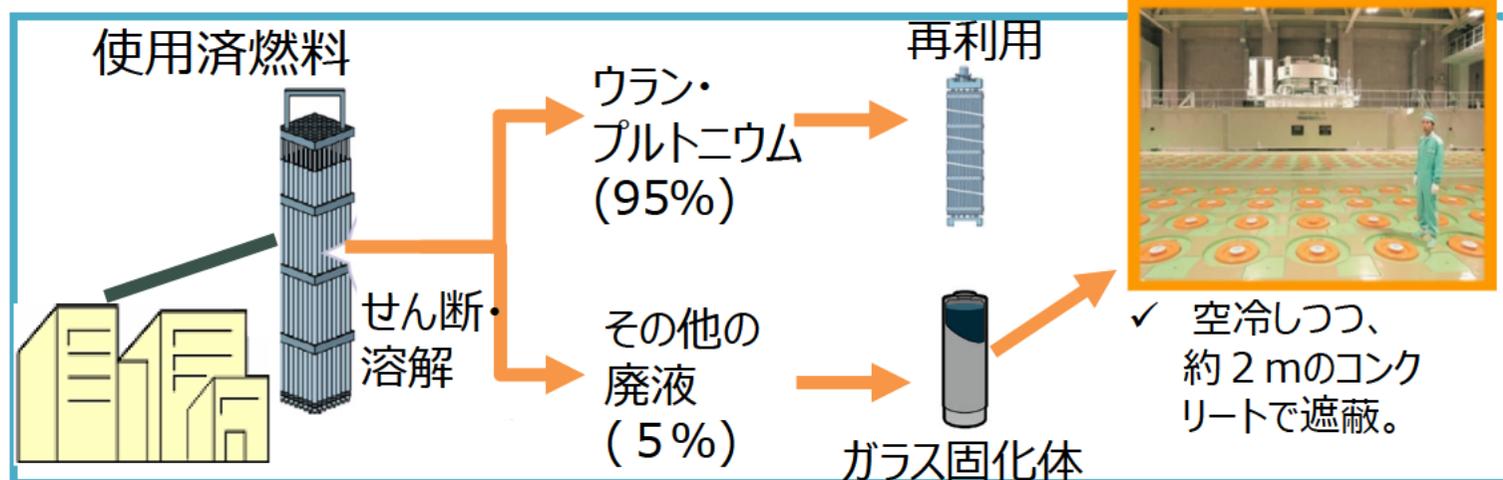


発電から最終処分までの流れ（イメージ）

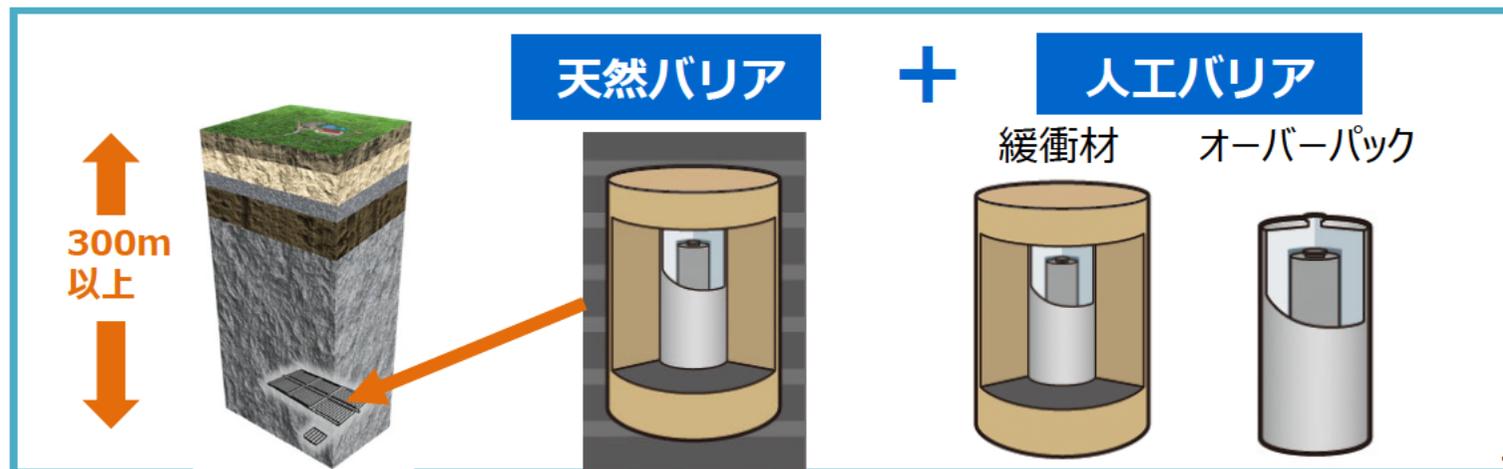
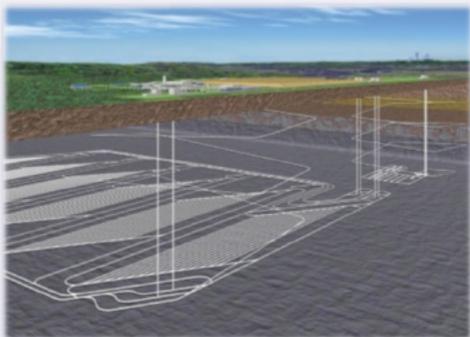
原子力発電所



再処理工場



最終処分



1. 最終処分の概況
- 2. 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」の改定**
3. 改定「基本方針」に沿った取組の具体化
4. 地方支分部局連絡会議の立ち上げ
5. 国・NUMO・地元電力による合同チームの立ち上げ
6. 文献調査の状況

基本方針の改定について

- 昨年末の「GX実行会議」及び「最終処分関係閣僚会議」等を踏まえ、最終処分の実現に向け、**政府を挙げて取組を強化すべく、関係府省と検討・調整を実施。**
- 一連の検討結果を踏まえ、**最終処分関係閣僚会議を開催し、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」を8年ぶりに改定（4/28閣議決定）。**

【2022年】

12/22 GX実行会議（第5回）

「高レベル放射性廃棄物の最終処分につながるよう、文献調査の実施地域の拡大を目指し、「最終処分関係閣僚会議」を拡充するなど、政府を挙げて、バックエンドの問題に取り組んでいきます。」（総理）

12/23 最終処分関係閣僚会議（第7回）

「最終処分の実現に政府をあげて取り組むべく、関係府省において具体策を検討し、西村経済産業大臣を中心に、関係府省と連携して、対応のとりまとめをお願いします。」（官房長官）



関係府省と検討・調整

【2023年】

2/10 最終処分関係閣僚会議（第8回）

これまでの検討結果を、基本方針の改定（案）の形でとりまとめ・審議



パブリックコメントの実施（2/10～3/12（30日間））

4/28 最終処分関係閣僚会議（第9回）

必要な修正を反映した基本方針の改定（案）の審議 ⇒ 閣議決定

最終処分に関するこれまでの経緯

2000年 「最終処分法」制定、NUMO[※]設立 → 全国公募開始 (手挙げ方式)

2007年 高知県東洋町が応募/取り下げ

※Nuclear Waste Management Organization (原子力発電環境整備機構)

2015年 最終処分法に基づく「基本方針」改定

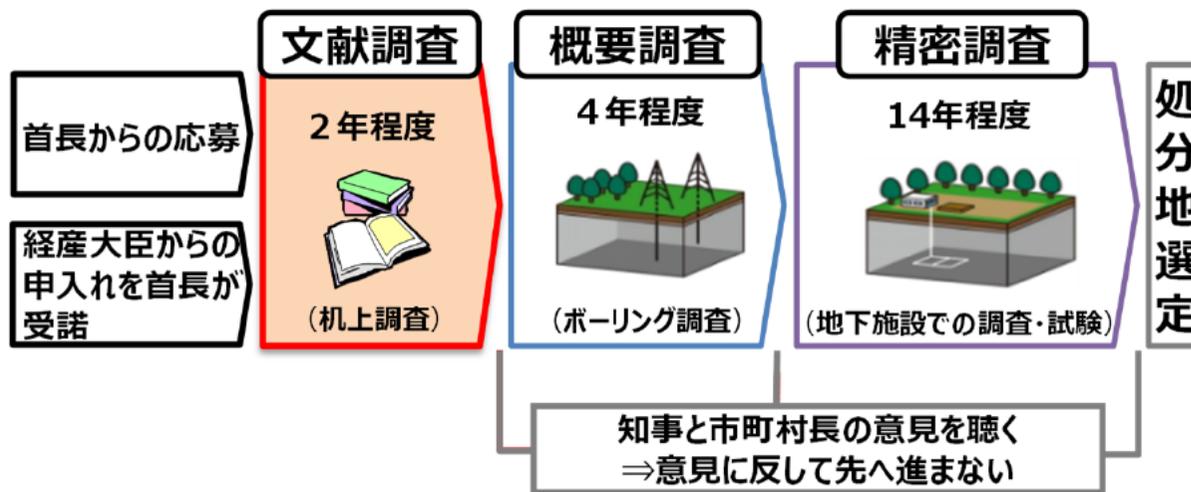
国が前面に立つ観点から、

- 科学的により適性の高いと考えられる地域を提示
- 理解状況等を踏まえた国から自治体への申入れ 等

2017年 「科学的特性マップ」公表 → 全国各地で説明会を実施中

2020年 北海道2自治体 (すつつちょう かもえないむら) において「文献調査」開始

【参考1】最終処分法に基づく処分地選定プロセス



【参考2】「科学的特性マップ」の概要

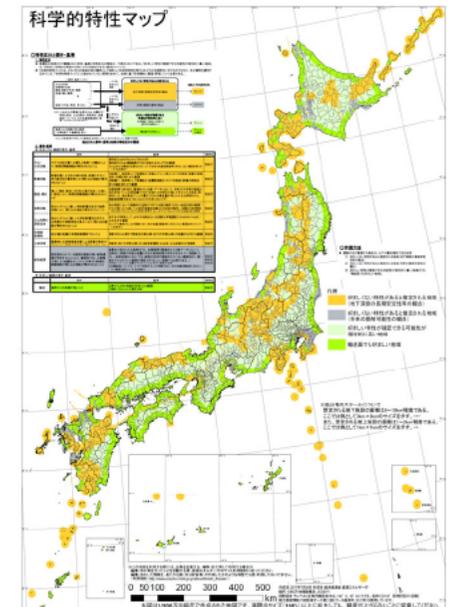
火山や断層といった考慮すべき科学的特性によって日本全国を4色で塗り分けたもの。

オレンジ：火山や活断層に近い (30%)

シルバー：地下に鉱物資源がある (5%)

グリーン：好ましい特性が確認できる可能性が高い (35%)

濃いグリーン：グリーンの中でも輸送面から好ましい (30%)



- 過去5年間で約160回の説明会を全国で実施してきたが、関心を持つ地域は未だに限定的。
- 先行する諸外国の処分地選定プロセスでは、**10件程度の関心地域が出て、そこから順次絞り込み。**
- 日本においても、**全国のできるだけ多くの地域で文献調査に取り組むことが重要だが、現在、北海道2自治体以外の調査実施自治体が出てきていない。**

課題①：関心自治体へのフルサポート体制

- (背景)
- ・地域からは、省庁の垣根を越えたサポート体制が求められている。
 - ・予算に限らず、国が責任を持つことのコミットも求められている。

課題②：有望地点の拡大に向けた活動強化

- (背景)
- ・負のイメージを払拭できず、最終処分実現が社会全体の利益であるとの認識が広く共有されていない。
 - ・最終処分への拒否感から、首長や議会・商工関係者等に直接働きかける機会が少ない。

課題③：政治的決断のバックアップ^o

- (背景)
- ・処分地選定プロセスにおける、首長の判断にかかるプレッシャーが非常に大きい。

【参考】諸外国の例



1. 最終処分の概況
2. 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」の改定
- 3. 改定「基本方針」に沿った取組の具体化**
4. 地方支分部局連絡会議の立ち上げ
5. 国・NUMO・地元電力による合同チームの立ち上げ
6. 文献調査の状況

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」改定のポイント (4.28閣議決定)

～国は、政府一丸となって、かつ、政府の責任で、最終処分に向けて取り組んでいく～

1. 国を挙げた体制構築

○関係府省庁連携の体制構築

- ・「最終処分関係閣僚会議」のメンバーを拡充。
- ・「関係府省庁連絡会議」(本府省局長級)及び「地方支分部局連絡会議」(地方支分部局長級)を新設。

○国・NUMO・電力の合同チームの新設/全国行脚

- ・国(経産省、地方支分部局)が主導し、地元電力・NUMO協働で全国行脚(100以上の自治体を訪問)。
- ・処分事業主体であるNUMOの地域体制を強化。

2. 国による有望地点の拡大に向けた活動強化

○国から首長への直接的な働きかけの強化

- ・国主導の全国行脚(再掲)、全国知事会等の場での働きかけ。

○国と関係自治体との協議の場の新設

- ・関心や問題意識を有する首長等との協議の場を新設(順次、参加自治体を拡大)。

3. 国の主体的・段階的な対応による自治体の負担軽減、判断の促進

○関心地域への国からの段階的な申入れ

- ・関心地域を対象に、文献調査の受け入れ判断の前段階から、地元関係者(経済団体、議会等)に対し、国から、様々なレベルで段階的に、理解活動の実施や調査の検討などを申し入れ。

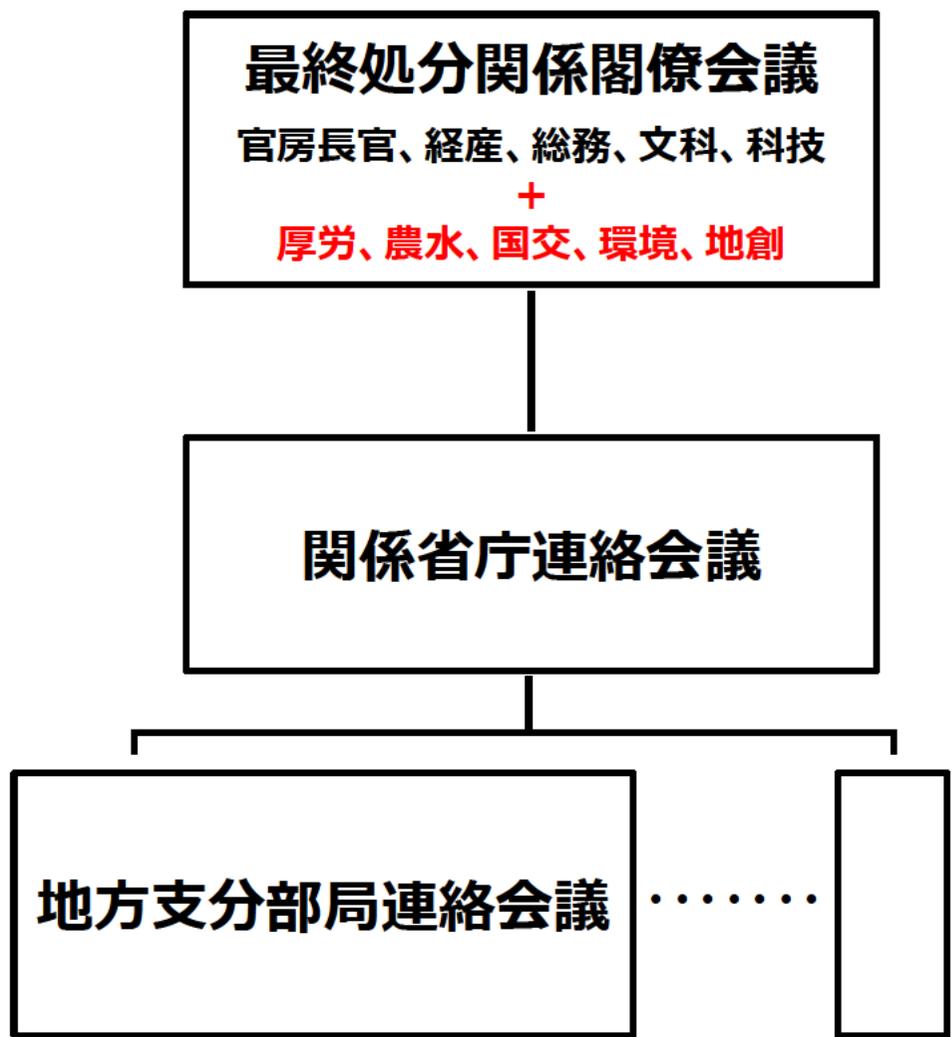
4. 国による地域の将来の持続的発展に向けた対策の強化

○関係府省庁連携による取組の強化

- ・文献調査受け入れ自治体等を対象に、関係府省庁で連携し、最終処分と共生する地域の将来の持続的発展に向けた各種施策の企画・実施。

「1. 国を挙げた体制構築」

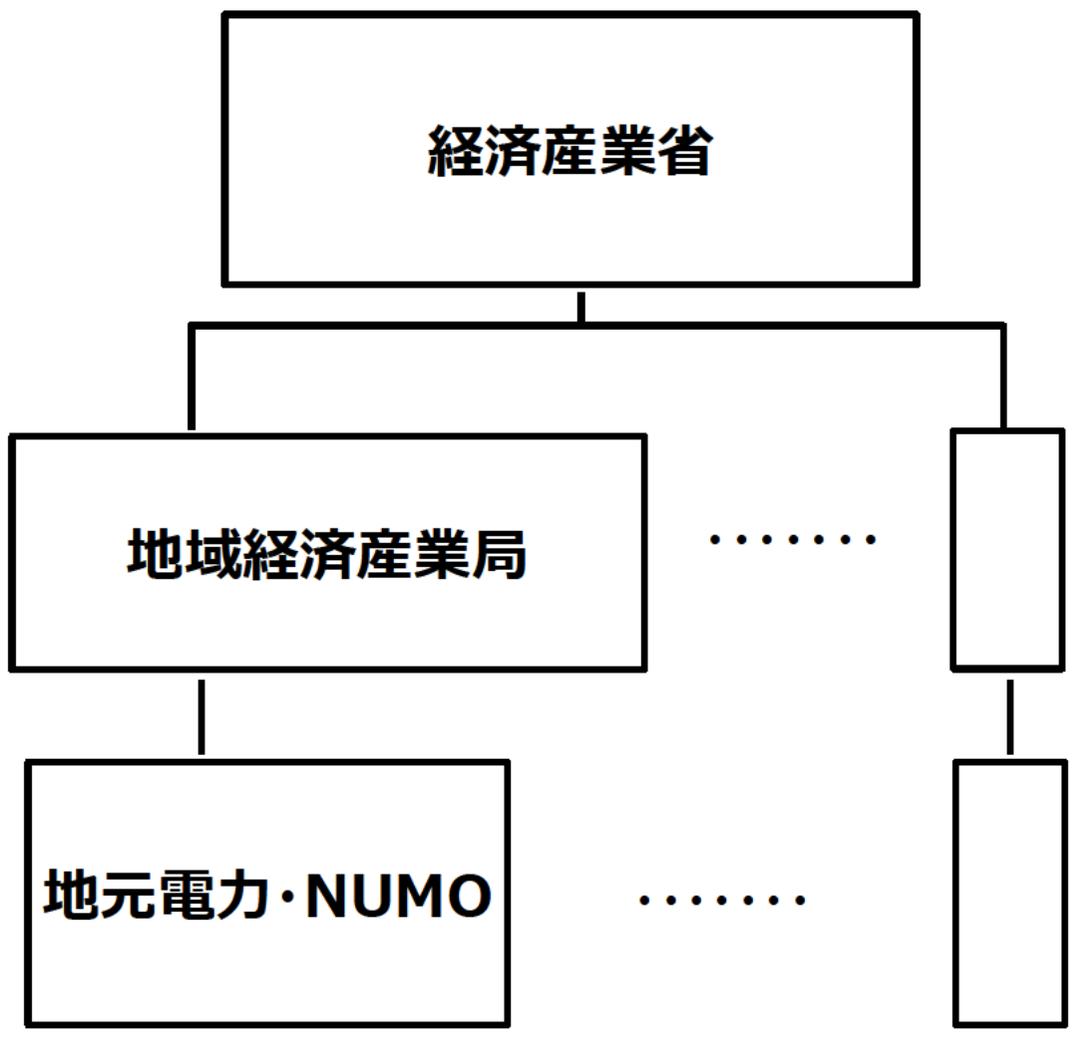
【関係府省庁連携の体制構築】



本省 + 地方ブロック毎に立ち上げ

関係省庁連絡会議⇒5/22
地方支分部局連絡会議⇒6月中

【国・NUMO・電力の合同チームの新設/全国行脚】



全国行脚（少なくとも100以上の自治体）

グリーン沿岸部等を中心に検討
※訪問先の匿名性確保に留意

「4. 国による地域の将来に向けた対策の強化」

【関係府省庁連携による取組の強化】

- 最終処分と地域との共生関係を築いていく観点から、経済産業省を窓口にも、文献調査の対象地域等の声を受け止め、「関係府省庁連絡会議」及び「地方支分部局連絡会議」の場等を活用しながら、地域共生施策の企画・実施に取り組む。
- 施策の実施に当たっては、最終処分の「基本方針」に位置づける電源立地地域対策交付金等を最大限活用することとし、地域の関心やニーズに応じ、関係府省庁とも連携しながら、関連分野の支援を図ることとする。

＜地域共生施策等の分野例＞

- ・ 地場産業の生産性向上や収益力強化
- ・ 省エネルギーや再生可能エネルギーを活用した地域活性化
- ・ 研究機関等における研究開発の推進、人材の育成
- ・ 農林水産業の振興、農山漁村の活性化
- ・ 地域資源の商材化や販路開拓の支援体制の整備
- ・ 地域の担い手の確保・育成
- ・ 地域DXの推進
- ・ 地域包括ケアシステムの構築
- ・ 地域の移動手手段の確保・充実、観光による地域活性化 など

1. 最終処分の概況
2. 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」の改定
3. 改定「基本方針」に沿った取組の具体化
4. **地方支分部局連絡会議の立ち上げ**
5. 国・NUMO・地元電力による合同チームの立ち上げ
6. 文献調査の状況

関係府省庁連絡会議等の位置づけ

- 「最終処分関係閣僚会議」の構成メンバーによる関係府省庁連絡会議を創設。
- あわせて、**地域ブロック**（北海道、東北、関東、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄）ごとに会議を立ち上げ。

関係府省庁連絡会議

【議長】資源エネルギー庁長官

【構成員】関係府省庁関連部局長級

幹事会（課長級）

- ・最終処分に関する最新情報の共有、地方支分部局連絡会議や国・NUMO・地元電力の合同チームの活動状況のとりまとめ報告、地方支分部局連絡会議からの相談事項の議論など。

地方支分部局連絡会議（9カ所）

【議長】地域経済産業局長・支局長

【構成員】関係府省庁地方支分部局長、
NUMO、地元電力

※必要に応じ、自治体に参加いただくことも可能とする

- ・最終処分に関する最新情報の共有
- ・国・NUMO・地元電力の合同チームの活動状況の報告
- ・関係府省庁連絡会議への報告・相談事項のまとめ
- ・ニーズに基づいたハンズオン支援（経産局中心に関係府省庁支分部局と連携して実施）

国・NUMO・地元電力の合同チーム（9カ所）

【構成】資源エネルギー庁、地域経済産業局
NUMO、地元電力

- ・自治体への最終処分に関する最新情報の提供
- ・地元関心に応じた、説明、学習支援等
- ・地域共生に係る自治体のニーズ聴取
- ・必要に応じて、地方支分部局連絡会議と連携・協力

文献調査実施自治体と関心自治体の双方に対し、政府を挙げたきめ細やかな支援体制を構築

地方支分部局連絡会議の立ち上げ

- 関係府省庁のご協力により、**9地域ブロック**で計**77**の地方支分部局長に参画いただく予定。
- 各地域ブロックとも、6月中の開催に向け、調整中。

中国ブロック（鳥取、島根、岡山、広島、山口）

- ・中国経済産業局
- ・中国総合通信局
- ・中国四国厚生局
- ・広島労働局
- ・中国四国農政局
- ・中国地方整備局
- ・中国運輸局
- ・中国四国地方環境事務所

近畿ブロック（福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）

- ・近畿経済産業局
- ・近畿総合通信局
- ・北陸総合通信局
- ・近畿厚生局
- ・大阪労働局
- ・近畿農政局
- ・近畿地方整備局
- ・近畿運輸局
- ・近畿地方環境事務所

四国ブロック（徳島、香川、愛媛、高知）

- ・四国経済産業局
- ・四国総合通信局
- ・四国厚生支局
- ・香川労働局
- ・中国四国農政局
- ・四国地方整備局
- ・四国運輸局
- ・中国四国地方環境事務所

北陸ブロック（富山、石川）

- ・中部経済産業局
電力・ガス事業北陸支局
- ・北陸総合通信局
- ・東海北陸厚生局
- ・富山労働局
- ・北陸農政局
- ・北陸地方整備局
- ・北陸信越運輸局
- ・中部地方環境事務所

中部ブロック（長野、静岡、岐阜、愛知、三重）

- ・中部経済産業局
- ・東海総合通信局
- ・信越総合通信局
- ・東海北陸厚生局
- ・愛知労働局
- ・東海農政局
- ・中部地方整備局
- ・中部運輸局
- ・中部地方環境事務所

北海道ブロック（北海道）

- ・北海道経済産業局
- ・北海道総合通信局
- ・北海道厚生局
- ・北海道労働局
- ・北海道農政事務所
- ・北海道開発局
- ・北海道運輸局
- ・北海道地方環境事務所

東北ブロック（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟）

- ・東北経済産業局
- ・東北総合通信局
- ・信越総合通信局
- ・東北厚生局
- ・宮城労働局
- ・東北農政局
- ・東北地方整備局
- ・東北運輸局
- ・東北地方環境事務所

関東ブロック（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨）

- ・関東経済産業局
- ・関東総合通信局
- ・関東信越厚生局
- ・東京労働局
- ・関東農政局
- ・関東地方整備局
- ・関東運輸局
- ・関東地方環境事務所

1. 最終処分の概況
2. 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」の改定
3. 改定「基本方針」に沿った取組の具体化
4. 地方支分部局連絡会議の立ち上げ
5. **国・NUMO・地元電力による合同チームの立ち上げ**
6. 文献調査の状況

関係府省庁連絡会議等の位置づけ

再掲

- 「最終処分関係閣僚会議」の構成メンバーによる関係府省庁連絡会議を創設。
- あわせて、**地域ブロック**（北海道、東北、関東、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄）ごとに会議を立ち上げ。

関係府省庁連絡会議

【議長】資源エネルギー庁長官

【構成員】関係府省庁関連部局長級

幹事会（課長級）

- ・最終処分に関する最新情報の共有、地方支分部局連絡会議や国・NUMO・地元電力の合同チームの活動状況のとりまとめ報告、地方支分部局連絡会議からの相談事項の議論など。

地方支分部局連絡会議（9カ所）

【議長】地域経済産業局長・支局長

【構成員】関係府省庁地方支分部局長、
NUMO、地元電力

※必要に応じ、自治体に参加いただくことも可能とする

- ・最終処分に関する最新情報の共有
- ・国・NUMO・地元電力の合同チームの活動状況の報告
- ・関係府省庁連絡会議への報告・相談事項のまとめ
- ・ニーズに基づいたハンズオン支援（経産局中心に関係府省庁支分部局と連携して実施）

国・NUMO・地元電力の合同チーム（9カ所）

【構成】資源エネルギー庁、地域経済産業局
NUMO、地元電力

- ・自治体への最終処分に関する最新情報の提供
- ・地元関心に応じた、説明、学習支援等
- ・地域共生に係る自治体のニーズ聴取
- ・必要に応じて、地方支分部局連絡会議と連携・協力

文献調査実施自治体と関心自治体の双方に対し、政府を挙げたきめ細やかな支援体制を構築

合同チームの構成・今後のスケジュールについて

- **地方支分部局連絡会議と同様の全国9ブロックにおいて、資源エネルギー庁、地域経済産業局、地元電力、NUMOで構成。**
- **訪問先自治体に対し、最終処分に関する最新情報の提供を行うとともに、関心地域に対しては、説明・学習支援のほか、地域共生に係る自治体のニーズ聴取等を行う。**
- **5～6月を準備期間とし、夏以降の自治体訪問を検討中。**
- **地方支分部局連絡会議に対して、合同チームの活動状況や相談事項の共有等を行い、必要に応じて連携。**

<今後のスケジュールイメージ>

5～6月 **各地域ブロックで準備**

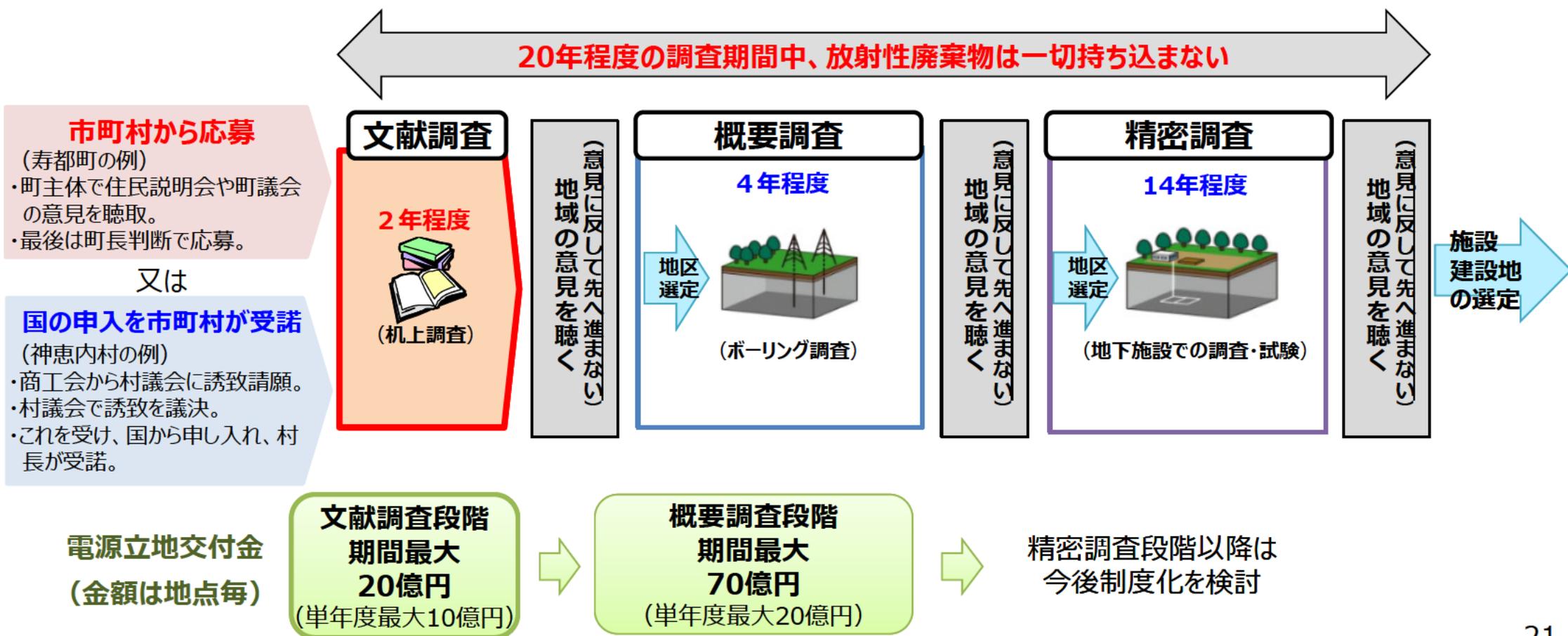
夏～年内 **自治体訪問**

来年～ **来年度以降の方針検討**

1. 最終処分の概況
2. 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」の改定
3. 改定「基本方針」に沿った取組の具体化
4. 地方支分部局連絡会議の立ち上げ
5. 国・NUMO・地元電力による合同チームの立ち上げ
6. **文献調査の状況**

【参考】最終処分法に基づく処分地の選定プロセス

- 最終処分法では段階的な調査を経て処分地を選定することを規定。最初の調査である文献調査は、関心を示した市町村に対して、地域の地質に関する文献・データを調査分析して情報提供することにより、事業について議論を深めていただくための、いわば対話活動の一環。
- 次に進むとする場合には、都道府県知事と市町村長のご意見を聴き、これを十分に尊重することとしており、当該都道府県知事又は市町村長の意見に反して、先へ進まない。



【参考】文献調査の実施に伴う電源立地地域対策交付金

- 文献調査に伴う交付金は、地域振興、公共施設整備、医療・福祉サービス等に活用でき、調査期間中最大20億円（単年度上限10億円）を交付可能。
- 周辺市町村への配分は、調査実施町村の交付額が5割以上であれば、残りは地域の実情に応じて可能。

寿都町の事業概要（R3・R4年度）

- 各種行政サービス実施事業【6.7億円】
 - ・ 消防関連事業（消防士人件費 等）
 - ・ 人材育成関連事業（食育センター運営 等）
 - ・ 交通インフラ関連事業（町道整備 等）
 - ・ 福祉サービス関連事業（保育所運営費 等）
 - ・ 環境衛生関連事業
（ごみ処理施設運営費、下水道管理運営費 等）
 - ・ 観光関連事業（施設運営費 等）

- 基金計上【11.8億円】
 - ・ 上期申請と同様の事業を実施するための基金

- 近隣への配分【1.5億円】
 - ・ 岩内町

神恵内村の事業概要（R3・R4年度）

- 各種行政サービス実施事業【0.8億円】
 - ・ 防災関連事業（消防用設備整備 等）
 - ・ 医療関連事業（医師人件費、診療所機器整備 等）
 - ・ 環境衛生関連事業
（塵芥収集車整備、一般廃棄物収集業務委託 等）
 - ・ 水産業関連事業（漁協設備整備 等）

- 基金計上【14.7億円】
 - ・ 産業振興、福祉サービス等地域活性化推進のための基金

- 近隣への配分【4.5億円（1.5億円×3）】
 - ・ 古平町、泊村、共和町

【参考】神恵内村と株式会社ケンショウの包括連携協定

- 2023年4月17日(月)、神恵内村は、株式会社ケンショウ（大阪市）と「地域の活性化を図る取組等に関する包括連携協定」を締結。
- 相互に連携して協働による活動を推進し、地域の一層の活性化及び住民サービスの向上を図ることが目的。



＜連携協定の主な取組内容＞

- ①公共交通の利便性の向上に関すること
- ②役場周辺を中心としたまちづくりの推進に関すること
- ③水産・観光・商工業の振興に関すること
- ④住民の心身の健康の維持・増進に関すること
- ⑤防災・減災対策等地域の安全・安心に関すること
- ⑥その他両者が協議し、必要と認める事項に関すること

株式会社ケンショウの熱田敏広 代表取締役によると、まずは、村内でウナギの陸上養殖に取り組みたいとのことで、来年3月までには養殖場と加工場の建設に着手し、来年夏以降に5千～1万尾の出荷を目標としているとのことです。

また、この取組では、当面は10人～20人を雇用し、3年後をめどに30人～50人を雇用したいと話していました。

高橋村長は、今回の取組による雇用により、村外から人を呼び込み、新たな村民を増やす機会につなげるとともに、村の新たな特産品として活用させていただきたいと話しました。

＜神恵内村広報誌（5月号）

https://www.vill.kamoenai.hokkaido.jp/koho/pdf/630_72880333.pdf より一部抜粋＞



※出典：神恵内村HP (<https://www.vill.kamoenai.hokkaido.jp/hotnews/detail/00001375.html>)